

信州大学経法学部と中央大学大学院法務研究科の連携協力に関する協定書

信州大学経法学部（以下「甲」という。）と中央大学大学院法務研究科（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力をを行い、もって甲と乙の法学教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。

（連携協力）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、研究交流、法教育の充実（法曹コースの設置を含む）等について連携協力する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定めるものの他、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

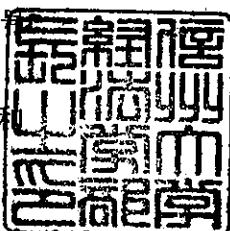
本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

2019年1月24日

甲 長野県松本市旭3丁目1番1号

信州大学経法学部長

山沖 義和



乙 東京都新宿区市谷本村町42-8

中央大学大学院法務研究科長

小木曾 繁

